

地域医療連携推進法人の定款の変更及び代表理事
の選定について

令和 5 年 3 月 30 日

新潟県福祉保健部

地域医療連携推進法人にいがた県中央医療連携推進機構について

1 概要

- 令和4年9月に、燕労災病院と三条総合病院の再編統合、県中央基幹病院の開院準備を円滑に進めるため地域医療連携推進法人を設立。
- このたび、地域医療構想の実現と地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域がひとつの病院のように県中央圏域全体で医療の質の向上に取り組むため、参加法人及び参加病院を拡大し、医療連携方針及び定款変更を行うとともに、代表理事を変更する。

2 法人の概要（変更）

(1) 参加法人の追加

社会福祉法人恩賜財団 済生会

(2) 参加病院の追加

- 新潟県済生会三条病院
- 県立加茂病院
- 県立吉田病院

<参加法人及び参加病院>

令和4年度（設立時）	令和5年度
新潟県（基幹病院事業） 一般財団法人新潟県地域医療推進機構 ・ 県立燕労災病院 新潟県厚生農業協同組合連合会 ・ 厚生連三条総合病院	新潟県 （基幹病院事業） 一般財団法人新潟県地域医療推進機構 ・ 県立燕労災病院 <u>（病院事業）</u> ・ <u>県立加茂病院</u> ・ <u>県立吉田病院</u> 新潟県厚生農業協同組合連合会 ・ 厚生連三条総合病院 <u>社会福祉法人恩賜財団 済生会</u> ・ <u>新潟県済生会三条病院</u>

3 代表理事の選定（変更）

(1) 新任代表理事

吉田 俊明（新潟県済生会常務理事）

(2) 選定理由

県中央地域の医療再編後、済生会新潟県中央基幹病院を中心として地域医療構想の実現と地域包括ケアシステムの構築を目指すことを見据え、県中央地域の医療機関間の機能分担や業務連携を推進し、地域医療構想の達成に向けた当法人の取組を進めていく上で、適任であるため。

(3) 法人構成（役員）

（辞任）理事：田中 納次

（新任）理事：吉田 俊明

理事：原田 正則

<役員>

役職	令和4年度（設立時）	令和5年度～
代表理事	塚田 芳久（県立新発田病院参与）	<u>吉田 俊明（新潟県済生会）</u>
理事	宮澤 健太郎 （県福祉保健部、県地域医療推進機構）	宮澤 健太郎 （県福祉保健部、県地域医療推進機構）
理事	田中 納次（JA 新潟厚生連）	塚田 芳久（厚生連）
理事	遠藤 直人（燕労災病院）	遠藤 直人（燕労災病院）
理事	岩渕 洋一（三条総合病院）	岩渕 洋一（三条総合病院）
理事		<u>原田 正則（県病院局）</u>
監事	菊池 雅明（県地域医療政策課）	菊池 雅明（県地域医療政策課）

【参考】医療法等の規定

地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければその効力を生じないとされており、知事は認可にあたってあらかじめ都道府県医療審議会の意見を聞かなければならないとされている。（医療法第70条の19）

医療連携推進方針 新旧対照表

新	旧
<p>1 (略)</p> <p>2 参加法人 新潟県、一般財団法人新潟県地域医療推進機構、新潟県厚生農業協同組合連合会、<u>社会福祉法人恩賜財団済生会</u> (参加病院：県立燕労災病院、厚生連三条総合病院、<u>県立加茂病院、県立吉田病院、新潟県済生会三条病院</u>)</p> <p>3 理念・運営方針 (理念) <u>地域医療構想の実現と地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域がひとつの病院のように県央圏域全体での医療の質の向上を図り、住民が救急医療に困らない、高齢者が地域で生活できる医療体制を目指す。</u></p> <p>(運営方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>地域に必要な医療機能を将来にわたり提供できるように、参加法人間において業務連携を進める。</u> ○ 医療スタッフがやりがいを持って働くことができる環境づくりを進める。 ○ <u>済生会新潟県央基幹病院と地域密着型病院及び周辺医療機関が連携し、急性期から回復期、慢性期までシームレスな医療体制をつくる。</u> <p>4 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標</p> <p>(1) 病院統合に向けた円滑な組織運営の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>各種研修を共同で実施するなど、医療スタッフの人事交流を行うことにより、統合病院職員のレベルアップを図るとともに職員の融和、一体感を高める。</u> ○ <u>済生会新潟県央基幹病院が重点とするER救急や感染症医療等の専門医療において</u> 	<p>1 (略)</p> <p>2 参加法人 新潟県、一般財団法人新潟県地域医療推進機構、新潟県厚生農業協同組合連合会 (参加病院：県立燕労災病院、厚生連三条総合病院)</p> <p>3 理念・運営方針 (理念) 燕労災病院と三条総合病院の円滑な再編統合にあたり、両病院スタッフを互いに尊重しながら県央基幹病院において自らの役割が発揮できる体制を構築し、統合前から両病院相互の機能分担及び業務の連携を推進していくとともに、地域がひとつの病院のように県央圏域全体での医療の質向上を図る。</p> <p>(運営方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県央基幹病院の基本方針の実現を目指し、診療や教育研修等、業務連携を推進し、開院に向けて両病院で医療機能を拡充していく。 ○ 医療スタッフがやりがいを持って働くことができる環境づくりを進める。 ○ 地域密着型病院と連携し、急性期から回復期、慢性期までシームレスな医療体制をつくる。 <p>4 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標</p> <p>(1) 再編統合までの県央医療圏の医療機能の維持・拡充 両病院が有する医療機能を活用しながら、救急医療体制をはじめとする県央基幹病院の診療体制構築に向けた検討、相互補完による診療を行う。</p> <p>(2) 新病</p>

新	旧
<p><u>円滑な運営が可能となるよう、職員のスキル向上のための派遣研修を実施する。</u></p> <p>○ <u>医師、看護師等の医療従事者の確保策検討と確保活動を進め、新病院開院に向けた体制を整備する。</u></p> <p>○ <u>再編統合まで、地域の医療機能維持のため、統合病院間の診療連携・相互補完による診療を行う。</u></p> <p>(2) <u>済生会新潟県央基幹病院と地域密着型病院が目指す地域医療連携体制</u></p> <p>○ <u>地域包括ケアシステムを支える医療機関の役割の明確化、機能分化を具体化し、基幹病院と地域密着型病院の診療連携体制を検討する。</u></p> <p>(3) <u>地域包括ケアシステムを支えるための医療機関の機能分化と連携強化</u></p> <p>○ <u>病院の外来機能、手術機能、救急機能の役割分担を具体化し、地域全体でひとつの病院のように、参加法人間での人材交流や人材育成の一環としての共同研修を検討していく。</u></p> <p>○ <u>入院患者の在宅療養への円滑な移行に向けて、在宅医療における地域密着型病院の役割・機能や市町村・医師会との連携強化について検討する。</u></p> <p>○ <u>医療連携・医療介護福祉連携における情報共有を進め、連携体制の強化を図り、地域包括ケアシステムの構築を実現する。</u></p> <p>5 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項 なし</p>	<p>院に向けた人材確保</p> <p>医師、看護師等の医療従事者の確保策検討と確保活動を進め、県央基幹病院開院に向けた体制を整備する。</p> <p>(3) 人材交流・育成</p> <p>各種研修を共同で実施するなど、医療スタッフの人事交流を行うことにより、統合病院職員のレベルアップを図るとともに職員の融和、一体感を高める。</p> <p>県央基幹病院が重点とするER救急や感染症医療等の専門医療において円滑な運営が可能となるよう、職員のスキル向上のための先進病院等への派遣研修を実施する。</p> <p>5 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項 なし</p>

地域医療連携推進法人にいがた県中央医療連携推進機構 定款
新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 本法人は、<u>医療連携推進方針に基づき、 県央地域の地域医療構想の実現と地域包括ケ アシステムの構築に向けて必要な医療連携推 進業務を行い、</u>地域がひとつの病院のように 地域全体での医療の質の向上を図ることを目 的とする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 本法人は、新潟県立燕労災労災病院と 新潟県厚生農業協同組合連合会三条総合病院 (以下、両病院という。)の円滑な再編統合に あたり、両病院スタッフを互いに尊重しなが ら県央基幹病院において自らの役割が発揮で きる体制を構築し、統合前から両病院相互の 機能分担及び業務の連携を推進していくとと もに、地域がひとつの病院のように県央圏域 全体での医療の質向上を図ることを目的とす る。</p> <p>(略)</p>